令和７年７月１０日

コミュニティ支援課長会議資料

消防局指導課

市民センターで使用されている展示用合板について

１　防炎規制と現状等

（１）防炎規制

消防法では、市民センターで使用する防炎対象物品（どん帳、カーテン、布製のブ

ラインド、絨毯、展示用合板等）は、防炎性能を有することとされています。

また、展示用合板とは、展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切り用パネル等

に使用される合板で、展示の用に供されるものを防炎規制の対象としています。

（２）現状

　　　市民センターで使用されている展示用合板は防炎性能を有していません。

（３）展示用合板の使用例



消防法令に基づき、その

物品に防炎性能があることを示す証である防炎ラベル



２　今後の対応

展示用合板を新たに購入する場合は、防炎性能を有する商品を購入してください。

また、既存の防炎性能を有していない展示用合板は、防炎シート等の防炎性能を有す

るもので覆うことにより、使用を認めることとします。

　防炎シート等で覆う措置に係る期間は令和８年度末までとします。ただし、措置につ

いては可能な限り早期に対応してください。

なお、措置が完了するまでの間は、職員による初期消火体制の強化を図ってください。